

## 新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 近年の農業生産において国内需要だけでなく、海外での日本産農産物の需要が高まってきた。こうした中で、需要が高く農家所得の向上につながり、神戸市の特色となるような新たな品目を「戦略的拡大品目」と定め、その品目の生産拡大・品質向上・ブランド化等を図るため、資材・設備の導入や新たな取組み等に要する経費を補助する。

### (本要領の目的)

第2条 新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領（以下、「実施要領」とする。）は、新たな戦略的拡大品目推進事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第3条 戦略的拡大品目の生産拡大・品質向上・ブランド化に資する事業のうち、次の(1)～(4)に掲げる経費を補助する。

- (1) 設備導入費：生産拡大や品質向上に資する資材及び設備の導入にかかる経費  
（支柱、被覆資材等の農業資材、灌水設備等の農業設備）
- (2) 販路開拓費：ブランド化など新たな販路開拓に要する経費（外箱、梱包、ロゴ、出展料等）
- (3) 試験調査費：栽培や輸送、加工などに関する新たな取組みの試験や調査、研修にかかる経費（品種導入、輸出試験、専門家への謝礼等）
- (4) 苗木導入費：生産拡大、品質向上を図るための更新、及び耐病性品種、または新品種の導入に伴う苗木購入の費用。なお、同一品種での更新の場合には、早期成園化を図るための栽培法の変更や面積の拡大により、苗木本数が5%以上増加する場合に限る。

ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費など市長が適切でないとする経費は対象外とする。

### (戦略的拡大品目)

第4条 戦略的拡大品目は次のとおりとする。

品目名：いちじく

### (事業実施主体)

第5条 補助金交付を受けることができる者（以下、「事業実施主体」とする。）は、次に掲げる要件を全て満たすもの又は特に市長が認めるものとする。

- (1) 神戸市内に住所を有し、戦略的拡大品目の生産に携わっている農業者団体とする。ただし、本要領における「農業者団体」とは、3名以上の農業者で構成され、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。
- (2) 次条に掲げる成果目標から1つを選択し、達成することが見込まれること。

(成果目標)

第6条 前条(2)の成果目標は、次の(1)～(3)のいずれかとする。

- (1) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の生産又は出荷量の5%以上の増加。
- (2) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の作付面積の5%以上の増加。
- (3) 実施年度の翌年度から3年以内に、生産者(団体員数)を10%以上、または3人以上の増加。

(補助率及び補助金額)

第7条 補助金額は、予算の範囲内で総事業費の50%を上限とする。(審査により減額査定を行うことがある)

- 2 補助金額は、原則として1事業あたり100万円を上限とする。ただし、事業実施主体が第5条の要件を満たす複数の農業者団体により構成される連合体であり、かつ、その事業内容が当該事業の目的を達成するために著しく効果があると認められる場合は、200万円を上限とする。
- 3 1事業あたりの最低総事業費は、20万円とする。
- 4 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事業期間)

第8条 交付決定のあった年度内(同年度の3月31日まで)に完了することとする。

(補助対象者の採択)

第9条 市長は、別に定める「新たな戦略的拡大品目推進事業公募要領」に基づき補助対象者となる事業者を公募して、採択の可否を決定するものとする。

(補助対象者の審査)

第10条 市長は、別に定める「新たな戦略的拡大品目推進事業審査要領」に基づき補助対象者の審査を行うこととする。

(事業の実施)

第11条 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱(以下、「要綱」とする。)の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

- 2 前条により事業採択された団体(以下、「補助事業者」という。)は、期日までに次の書類を市長に提出しなければならない。なお、当該申請様式は、要綱第7条の規定による申請内容の変更があった場合に準用する。
  - (1) 補助金交付申請書(要綱様式)
  - (2) 事業計画書(実施要領様式第1号)
  - (3) 収支予算書(実施要領様式第2号)
  - (4) 導入する設備・資材の設計書(見積書、カタログ等)
  - (5) その他市長が必要とする資料

(導入設備等の管理)

第 12 条 補助事業者は、本事業で導入した設備・資材について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

(事業計画達成状況等の報告)

第 13 条 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の翌年度から原則として 3 年間毎年度翌 6 月末日までに、「事業達成状況報告書」(実施要領様式第 3 号)により市長へ報告を行うものとする。

2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。また、目標年度において、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。

3 市長は、事業実施主体に対し、同条第 1 項に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。